

Z—69—G

酒税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「G1～G7」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 30 点—

問 1 酒税法第 29 条の輸出免税の規定が設けられている趣旨について述べるとともに、輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税について、制度が設けられた趣旨、制度の概要及び酒税の免除の対象となる酒類の要件について述べなさい。

問 2 次の①、②については、それぞれ一定の要件を満たすことで、酒税法第 43 条第 1 項から第 9 項《みなし製造》の規定は適用されないこととされている。

この場合における、①と②の要件の相違点について述べなさい。

① 酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品を混和する場合

② 酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において酒類と他の物品を混和する場合

〔第二問〕 — 70 点 —

次の【資料】に基づいて、甲株式会社が製造している酒類について、商品Aから商品Hの品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和元年8月分の納付すべき酒税額について、①適用税率、②課税標準数量、③課税標準数量に対する酒税額、④控除を受けようとする酒税額、⑤納付すべき酒税額に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第29条《輸出免税》及び租税特別措置法第87条の6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第30条《戻入の場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和元年8月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

1. 甲株式会社は、平成18年5月中に、その製造場の所在地（東京都）の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。
2. 甲株式会社は、東日本大震災の被害を受けていない。
3. 製造場の所轄税務署長に手続を要するものについては、全て適正に行われている。
4. 甲株式会社が、平成31年4月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	米 800 kg、米こうじ 210 kg（こうじ米の重量 200 kg）、ぶどう糖 340 kg 及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分 14.0 度、エキス分 4.0 度）に、清酒かす 50 kg を加えた酒類（アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度）
B	ぶどう 300 kg（含有する糖類の重量 100 kg）、麦芽糖 49 kg 及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度）に、オーク 10 kg（チップ状のもの）を浸してその成分を浸出させた酒類（アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度）
C	麦芽 1,000 kg、ホップ 90 kg、麦 480 kg、コリアンダー 20 kg 及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分 5.0 度、エキス分 4.0 度）に、りんご 30 kg（含有する糖類の重量 3 kg）を加えて発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分 6.0 度、エキス分 3.0 度）
D	米 800 kg、米こうじ 310 kg（こうじ米の重量 280 kg）、原料用アルコール 380 ℓ（アルコール分 50.0 度）、アミノ酸塩 10 kg 及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分 15.0 度、エキス分 6.0 度）に、炭酸水と同時に水あめ 150 kg を加えた発泡性を有する酒類（アルコール分 10.0 度、エキス分 7.0 度）

E	粉末酒 30 kg を水で溶解した酒類(アルコール分 12.0 度、エキス分 2.0 度)に、粉末酒 30 kg を水で溶解した酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 1.0 度)を加えた酒類(アルコール分 11.0 度、エキス分 1.5 度)
F	発芽させた大麦 700 kg、米 150 kg、ばれいしよ 400 kg、米こうじ 50 kg (こうじ米の重量 45 kg)、ホップ 60 kg 及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 5.0 度)に、酒類保存のため、ゼラチン 10 kg を混和した発泡性を有する酒類(アルコール分 6.0 度、エキス分 5.0 度)
G	発芽させた大麦 500 kg、大麦こうじ 50 kg、とうもろこし 60 kg、こうりやん 70 kg、ホップ 20 kg、カラメル 10 kg 及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 3.0 度)に、小麦、麦こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 45.0 度)した酒類(アルコール分 45.0 度、エキス分 0.0 度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分 5.5 度、エキス分 2.0 度)
H	小麦 300 kg、米こうじ 260 kg (こうじ米の重量 250 kg)、梅の種 750 kg 及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分 45.0 度)した酒類(アルコール分 45.0 度、エキス分 0.0 度)に、くえん酸 2 kg (当該くえん酸を加えることにより着色又は着香はない)及び水を加えた酒類(アルコール分 30.0 度、エキス分 0.0 度)

(注) 原料用アルコールの重量換算は、1ℓ(アルコール分 95.0 度) = 0.8157 kg として計算する。

5. 甲株式会社の平成 30 年度中(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の課税移出数量、平成 31 年 4 月から令和元年 7 月までの課税移出数量及び令和元年 8 月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「平成 30 年度中の課税移出数量の内訳」及び「平成 31 年 4 月から令和元年 7 月までの課税移出数量の内訳」の数量は、同期間中に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

おって、「令和元年 8 月中の移出数量の内訳」には、6～11 に記載の事項による移出数量及び課税移出した酒類を戻し入れた数量は含まれていない。

商品名	平成 30 年度中の課税移出数量の内訳	平成 31 年 4 月から令和元年 7 月までの課税移出数量の内訳	令和元年 8 月中の移出数量の内訳	
			容器の容量	本数、ケース等
A	kℓ 600	kℓ 150	mℓ 720	5,000 ケース(6 本入り)
B	1,100	180	750	20,000 ケース(6 本入り)
C	600	140	350	5,000 ケース(24 本入り)
D	600	100	720	10,000 ケース(6 本入り)
E	300	100	350	2,000 ケース(24 本入り)
F	1,400	160	350	12,000 ケース(24 本入り)
G	900	240	350	8,000 ケース(24 本入り)
H	1,100	150	900	20,000 ケース(6 本入り)

6. 甲株式会社は、乙支店(販売する酒類の範囲及びその販売方法につき条件を付されていない酒類販売業免許を受けている。)において、他の酒類製造者が課税移出した商品 X (商品 A と同一の原料及び製造方法等により他の酒類製造者が東京都で製造した、アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度の酒類)を仕入れ、得意先に販売したが、令和元年 7 月 25 日に得意先から返品を受けたことから、返品を受けた当該商品 X 100 ℓを令和元年 8 月 3 日に製造場に移入した。

さらに、製造場において、当該商品 X のうち 80 ℓと甲株式会社が製造した商品 A 80 ℓを令和元年 8 月 12 日に混和し、当該混和後の酒類(アルコール分 14.0 度、エキス分 5.0 度)のうち 60 ℓ(商品 X 30 ℓ、商品 A 30 ℓ相当)を商品 Y として令和元年 8 月 20 日に乙支店へ移出した。

7. 商品 B については、令和元年 8 月 18 日に東京で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、同日、製造場から 10 本(容器の容量 750 mℓ)を持ち出した。

なお、当該輸出商談会において、8 本は外国人のバイヤーが飲用し、残りの 2 本は日本人の商談会関係者が飲用した。

8. 商品 C については、平成 29 年 4 月 1 日に課税移出した 100 本(容器の容量 350 mℓ)を自社の丙蔵置所で保管していたが、古くなったため、当該課税移出した 100 本を令和元年 8 月 8 日に製造場に戻し入れ、そのうち 50 本について、同日、製造場内で廃棄した。

9. 商品 D については、令和元年 8 月 23 日に外国で行われた私的機関が主催する品評会に出品するため、令和元年 8 月 17 日に 10 本(容器の容量 720 mℓ)を製造場から外国へ輸出した。

10. 他の酒類製造者から令和元年 8 月 2 日に未納税移入した原料用アルコール 100 ℓ(アルコール分 60.0 度、エキス分 0.1 度)と商品 E を混和した酒類(アルコール分 35.0 度、エキス分 0.8 度)を令和元年 8 月 4 日に製造し、当該酒類 200 ℓを商品 Z として令和元年 8 月 5 日に自社の丙蔵置所へ移出した。

なお、当該混和は酒類の保存のための混和ではない。

11. 商品Hについては、令和元年7月26日に課税移出した600本(容器の容量900mℓ)のうち、令和元年8月31日に100本、令和元年9月1日に50本が製造場に返品された。

また、令和元年9月1日に課税移出した400本(容器の容量900mℓ)のうち、令和元年9月3日に20本が製造場に返品された。

【参考資料】

I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 発泡性酒類 二十二万円

二 醸造酒類 十四万円

三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

四 混成酒類 二十二万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十二万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十七万八千二百二十五円

二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。) 八万円

イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)

ロ 発泡酒(政令で定めるものに限る。)にスピリッツ(政令で定めるものに限る。)を加えたもの(エキス分が二度以上のものに限る。)

3 醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十二万円

二 果実酒 八万円

4 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。

5 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 合成清酒 十万円

二 みりん及び雑酒(その性状がみりに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円

三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)

四 粉末酒 三十九万円

Ⅱ 租税特別措置法(抄)

第 87 条の 2 平成十八年五月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 アルコール分が九度未満のもの 八万円
- 二 アルコール分が九度以上十三度未満のもの 八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額